

不利益処分の内容	退去命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市水道局庁舎管理規程第 5 条第 2 項		
担 当 課	水道局資産管理課	処 分 権 者	水道事業管理者
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
退去命令等は、規程第 5 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 規程第 5 条第 1 項第 1 号から第 7 号までのいずれかに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、行為の程度、行為の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
2 規程第 5 条第 1 項第 8 号に掲げる行為にあつては、次の事項を総合的に判断し、必要な範囲内において行う。			
(1) 「事務の妨害となる行為」とは、正当な理由がなく、故意又は悪意をもって、占拠、封鎖その他の手段により職員の事務室等への入室を拒み、暴力行為その他の実力行使により職員が執務を行うことを妨げ、又は騒音その他の手段により正常な執務の遂行を妨害する行為をいう。			
(2) 「庁舎の管理上不適当と認められる行為」とは、庁舎の保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために支障が生じると認められる行為をいう。			
変更日 令和 8 年 9 月 30 日			

不利益処分の内容	指定給水装置工事事業者の指定の停止		
根拠法令及び条項	鳥取市水道事業給水条例第 7 条第 2 項		
担 当 課	水道局給水維持課	処 分 権 者	水道事業管理者
設 定 日	平成 21 年 1 月 1 日		
処 分 基 準			
指定給水装置工事事業者の指定の停止は、鳥取市水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱による。			

水道－３

不利益処分の内容	管理人の変更命令		
根拠法令及び条項	鳥取市水道事業給水条例第 16 条第 2 項		
担 当 課	水道局料金課	処 分 権 者	水道事業管理者
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
管理人は、当該水道使用者の連帯責任で選出される者であるが、その住居地、責任能力その他社会一般常識の範囲内において、水道事業の円滑かつ適正な執行を確保することが困難と認められる事由がある場合に管理人の変更命令を行う。			

水道－４

不利益処分の内容	使用水量の認定		
根拠法令及び条項	鳥取市水道事業給水条例第 27 条		
担 当 課	水道局料金課	処 分 権 者	水道事業管理者
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
使用水量の認定は、鳥取市水道局使用水量認定取扱要綱による。			
</			

水道－５

不利益処分の内容	共同使用の使用水量の認定		
根拠法令及び条項	鳥取市水道事業給水条例第 28 条第 2 項		
担 当 課	水道局料金課	処 分 権 者	水道事業管理者
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
鳥取市水道事業給水条例施行規程第 25 条に規定する認定基準による。ただし、同条例施行規程第 25 条第 3 号の規定は、条例第 28 条第 1 項の規定に基づき、各戸の使用水量を均等とみなすことが、各戸の通常の使用状況、使用の実態その他の状況から妥当と認められる範囲内において、かつ、当該均等とみなすことについて各戸の水道使用者の同意がある場合に適用する。			
変更日 平成 10 年 4 月 1 日			

水道－６

不利益処分の内容	口径別納付金の徴収		
根拠法令及び条項	鳥取市水道事業給水条例第 31 条第 1 項		
担 当 課	水道局給水維持課	処 分 権 者	水道事業管理者
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
口径別納付金の徴収は、条例第 31 条第 1 項の表に定めるメーターの口径の区分によりそれぞれ同表に掲げる額を徴収するが、メーターの口径が 150 mm以上の納付金の額は、次に掲げるとおりとする。			
(1) メーター口径 150 mm 口径別納付金 16,527,500 円			
(2) メーター口径 200 mm 口径別納付金 34,191,300 円			

水道－ 7

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市水道事業給水条例第 38 条		
担 当 課	水道局総務課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
過料の賦課は、条例第 38 条各号に該当する者に対して行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 38 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合には、故意又は悪意の有無及びその程度、行為の程度、行為の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 なお、条例第 38 条第 2 号に規定する「正当な理由」とは、隣接道路の工事、自宅の新築その他物理的又は技術的に実施が困難な事情があること、婚礼、葬儀、火災その他社会一般常識の範囲において他日に実施することが適当と認められる特別の事情があること、天災その他自らの責めに帰さない事由により実施することが困難であることその他メーターの設置、使用水量の計量、給水装置の検査又は給水の停止を実施できないことについての合理的又は合法的な理由をいう。			
2 条例第 38 条第 4 号に該当する場合には、故意又は悪意の有無及びその程度、行為の程度、行為の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 なお、同号に規定する「詐欺その他不正行為」とは、条例又は条例施行規程等の規定による申請、届出等を虚偽の事実に基づき行う行為、メーターの改造、撤去、き損等を行う行為その他法令、条例又は条例施行規程等の規定に違反して料金、納付金又は手数料の徴収を免れる目的をもって行う行為をいう。			
変更日 平成 12 年 6 月 1 日			

水道－ 8

不利益処分の内容	工業用水の適正使用に関する措置命令		
根拠法令及び条項	鳥取市工業用水道事業給水条例第 9 条第 2 項		
担 当 課	水道局西地域水道事務所	処 分 権 者	水道事業管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
工業用水の適正使用を図るための受水槽の設置、使用方法の改善その他必要な措置命令は、他の工業用水の使用者又は工業用水道施設に及ぼす影響等個々具体的に内容、程度等を判断して、必要な範囲内において行う。			

不利益処分の内容	給水施設の検査等		
根拠法令及び条項	鳥取市工業用水道事業給水条例第 15 条第 2 項		
担 当 課	水道局西地域水道事務所	処 分 権 者	水道事業管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
給水施設は、条例第 15 条第 1 項の規定により工業用水の使用者自らが適正に管理を行わなければならないが、この管理を怠った場合において、他の工業用水の使用者又は工業用水道施設に及ぼす影響等個々具体的に内容、程度等を判断して、必要な範囲内において給水施設を検査し、使用者に対し適当な措置を指示する。			

不利益処分の内容	使用水量の認定		
根拠法令及び条項	鳥取市工業用水道事業給水条例第 21 条		
担 当 課	水道局西地域水道事務所	処 分 権 者	水道事業管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
使用水量の認定は、条例第 21 条各号に定める事項に該当するときに行うが、過去の使用状況等を考慮して行う。			

水道－11

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市工業用水道事業給水条例第 27 条		
担 当 課	水道局西地域水道事務所	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
過料の賦課は、条例第 27 条各号に該当するものに対して行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 条例第 27 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合には、故意又は悪意の有無及びその程度、行為の程度、行為の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			
なお、条例第 27 条第 2 号に規定する「正当な理由」とは、隣接道路の工事その他物理的又は技術的に実施が困難な事情があること、天災その他自らの責めに帰さない事由により実施することが困難であることその他メーターの設置、使用水量の計量又は給水の停止を実施できないことについての合理的又は合法的な理由をいう。			
2 条例第 27 条第 4 号に該当する場合には、故意又は悪意の有無及びその程度、行為の程度、行為の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			

水道－12

不利益処分の内容	分担金の徴収		
根拠法令及び条項	鳥取市水道施設整備事業分担金徴収条例第 3 条		
担 当 課	水道局給水維持課	処 分 権 者	水道事業管理者
設 定 日	令和 8 年 9 月 30 日		
処分基準を設定しない理由			
条例第 2 条各号に掲げる事業ごとに、総合的に判断するため、処分基準は設定しない。			

不利益処分の内容	分担金の分割納付及び徴収延期の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市水道施設整備事業分担金徴収条例第 6 条の 2		
担 当 課	水道局給水維持課	処 分 権 者	水道事業管理者
設 定 日	令和 8 年 9 月 30 日		
処 分 基 準			
分担金の分割納付及び徴収延期の取消し又は期間の短縮は、分割納付又は徴収延期の承認を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により、分割納付又は徴収延期を継続することが適当でないと認められるときに行うことができることとされている。 具体的には、条例施行規程別表第 1 (分割納付基準)又は別表第 2 (徴収延期基準)に定める基準に該当しないこととなった場合に、条例第 5 条第 3 項又は第 6 条第 2 項に規定する届出の有無、事情の変化の程度、この分担金徴収制度の趣旨、目的等を総合的に判断して行う。			